研究上の不正行為の取扱い

1. 責任者・体制

香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程(以下「取扱規程」) 第3条

- ・ 責任者 公正研究責任者(学長が指名する理事)
- •体 制 公正研究委員会

(香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程)

2. 申立て・告発から認定までの流れ 申立て・告発、それに準ずる事案 香川大学コンプライアンス通報窓口 取扱規程第5条~6条 コンプライアンス担当役員 香川大学における研究上の不正行為の申立てに関する細則 公正研究責任者 職権による調査 取扱規程第7条 申立てのあった日か 香川大学における研究上の不正行為の予備調査に関する細則 予備調査 ら30日以内に予備調 調査対象者の部局長に対し予備調査の指示 取扱規程第8条 査の結果を報告 公正研究責任者・公正研究委員会 本調査の要否を配分機関等に報告 学長 ※競争的研究費の不正使用に係る場合は、申立てのあった日か ら30日以内に報告 予備調査判定から30日 本調査 取扱規程第9条 以内に本調査を開始 香川大学における研究上の不正行為の本調査に関する細則 公正研究調査委員会 ※必要に応じ、調査専門委員会の設置 本調査開始から150日 認定 以内に調査終了 公正研究責任者·公正研究委員会 取扱規程第12条 通知 申立者·調査対象者 学長 再調査の実施の可否を決定 不服申し立て 通知を受け取った日から起算 公正研究調査委員会・再調査 して10日以内に不服申し立て 取扱規程第13条~14条 開始から50日以内に結果を報告 公正研究責任者 学長 取扱規程第12条 第15条 配分機関等に報告書を提出 公表 ※競争的研究費の不正使用に係る場合は、申立てのあった日か ら210日以内に提出

論文等の取下げ等の勧告・研究に係る経費の使用停止・中止・返還等